

第3章 砂防工事の施工

第1節 えん堤工の施工

- (1) えん堤工は設計図書、土木工事共通仕様書及び現場状況に基づき周到な施工計画を立案すること。
- (2) 仮 B.M はえん堤サイト付近の動かない岩盤等に少なくとも 1～2 ヶ所設置すること。
- (3) 基礎掘削は、施工中の出水により埋没のおそれがある時は気象情報に十分注意を払い、施工能力に応じた掘削工程を確保しなければならない。
- (4) 兩岸の仕上げ掘削は、一段階ずつ行い、コンクリート打設後つぎの段階の掘削にかかることを原則とする。
- (5) 基礎底面近くまで掘り進んだときは、入念な測量を行い、掘り過ぎた場合は、本体と同一なコンクリートで所定の高さまで充てんすること。土砂、栗石等で埋戻しをしてはならない。この場合の充てんコンクリートの施工は原則として請負者の負担とする。
- (6) 推定岩盤線が床掘の結果、移動した場合、あるいは露出が認められなかった場合は、土質に応じた根入れ及び工法に変更すること。なお協議を要する場合は事前に打合せすること。

(コンクリート打設)

- (1) 打設に先立ち、作業区画割を作成すること。なお、打設順序は原則として下図のとおりとする。

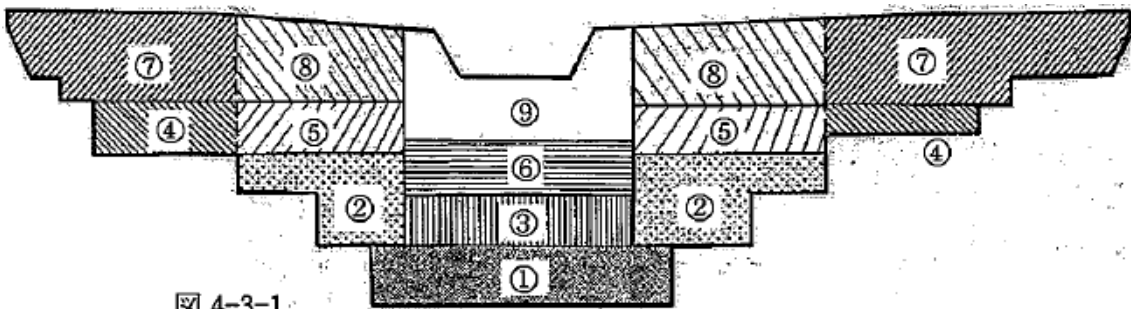


図 4-3-1

- ・ 1 区間の長さは 10～15m 程度とする。
  - ・ 左右岸は常に、中央部より高くなるよう打設すること。
  - ・ 計画流量断面の確保と、水抜穴、在来河床との取合せ等考慮も併せて検討のこと。
- (2) コンクリート面に打継ぐ場合は次による。
    - ・ 各リフトの上面は、大きな凹凸のない平らな面とする。
    - ・ 各リフトの上層は、上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないよう特に注意しなければならない。
 上層に悪いコンクリートが出来た場合は、これを取除かなければならない。
    - ・ 水平打継目の処理は、圧力ある水及び空気の吹付等によりこれを行うこと。

- (3) コンクリート打設のバケツは、その下端が打込み面上 1.0m 以下に達するまでこれを下ろし、打込み箇所に来るだけ近くコンクリートを排出し、再び稼働させる必要のないようにすること。
- (4) コンクリートを長い日数にわたって打止めておくことは、出来るだけ避けなければならない。
- (5) 隣接ブロックの打設高低差は上下流方向で 4 リフト、横(軸)方向で 8 リフトを標準とする。
- (6) コンクリートは打込み中及びその直後に、これを十分締固めなければならない。
- (7) バイブレーターはなるべく鉛直に差込み、コンクリート全体が一樣に締固められるようにしなければならない。又バイブレーターを使用したコンクリートを移動させてはならない。
- (8) 締め固めは、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、大きな気泡が出なくなり、コンクリート表面が光沢を帯びるまで行ない、その後ゆっくりと振動筒のあとが残らないよう引き上げなければならない。
- (9) 水叩の施工は、本提の打設に準ずることとし、必要に応じて施工目地を設置する。打設については、水叩計画面と平行になるように施工すること。又、目地材は使用しない。

#### (養生)

- (1) 打込みが終ったコンクリートは、硬化を十分進行させるため、低温度、急激な温度変化、乾燥、荷重、衝撃等の有害な影響を受けないよう保護しなければならない。
- (2) 打込み直後直ちにシート等で覆い、コンクリート養生作業によって害を受けない程度に硬化した後、湛水あるいは散水等の方法で湿潤状態を保たなければならない。

### 第2節 溪流保全工の施工

- (1) 仮 B.M は当該年度施工区間毎に 1 ヶ所以上設置するものとし、前年度施工分の終点高さを必ずチェックすること。
- (2) 機械掘削の場合、掘り過ぎて、固結した河床を損なわないよう充分注意し施工すること。又施工順序は上流より下流を原則とする。
- (3) 構造物の床掘の際、湧水、伏流水等の処理は完全に排除すること。
- (4) 床掘等の掘り過ぎの場合はえん堤工の施工に準じ、原則として請負者の負担とする。
- (5) 積ブロックの積み方は原則として谷積とする。
- (6) ブロック積は、胴込コンクリートが十分充填されるまで突込み、コンクリートが硬化しないうちに高く積み過ぎると押出される恐れがあるので 1 日に 1.50m 程度までとする。
- (7) 伸縮目地は原則として 10m 以下を標準とする。

### 第3節 砂防えん堤工、溪流保全工に係るコンクリートスランプ及び打設歩掛について

砂防えん堤工、溪流保全工（本えん堤、副えん堤（垂直壁を含む）、床固、帯工、水叩、側壁、護岸）に係るコンクリートスランプ及び打設歩掛の適用については、次のとおりとする。

ただし、現場条件によりこれによりがたい場合は、別途検討すること。

また、護岸工等にコンクリートブロック等のプレキャストコンクリート製品を用いる場合は、一般にそれぞれの施工で用いられるコンクリートスランプ及び打設歩掛を適用することとし、これによらなくてよい。

(1) コンクリートスランプ

コンクリートスランプは5 cm とする。

(2) 打設歩掛

土木工事標準積算基準書（鳥取県県土整備部）砂防工を適用する。